

令和6年度 事業計画

(公財) 奈良県生活衛生営業指導センター

県内における生活衛生関係営業（生衛業）の経営の健全化及び振興を通じて衛生水準の維持向上を図り、併せて消費者又は利用者の利益擁護を図ることを目的として、経営相談指導体制の一層の充実強化を図りつつ、令和6年度事業を次のとおり実施する。

1 経営指導に関する事業

- (1) 経営指導員3名（常勤2名、非常勤1名）を設置し、常設の相談窓口で生衛事業者等の経営相談を受け、助言を行う。
- (2) 経営指導員を各種研修・講習会等に派遣し、その資質・能力の向上を図るとともに、経営指導に関する諸課題の調査研究と情報の交換及び収集・提供に努める。

2 相談室の設置運営に関する事業

センター内に相談室を常設し、その庶務一般の業務を担当する事務職員1名を配置する。

3 出張相談指導に関する事業

- (1) 県中南和地域営業者の利便性向上のため、橿原市にある県美容業生活衛生同業組合で、毎月1回、計年12回「出張相談」として地区相談室を開設する。
また、奈良市を除く県内各保健所（4ヵ所）を巡回し、計4回の「出張相談」を行う。
- (2) 「出張相談」では、生活衛生営業の衛生施設の改善及び経営、融資、税務等に関する相談助言のほか、個々の経営分析など、営業者の経営の改善、合理化等に機動的に対応する。

4 法律、経営、税務等の相談指導事業

- (1) 弁護士及び中小企業診断士による法律相談室・経営相談室を年間計8回開設し、専門的かつ高度な相談指導を実施する。
- (2) 専門性の高い税務関係について、生活衛生営業に関する様々な税務相談に応じるため、税理士による相談会を実施する。

5 融資相談に関する事業

- (1) 生活衛生関係営業経営改善資金貸付の融資指導
ア 本資金を有効かつ効率的に活用していただくため、各組合役員や経営特別

相談員と連携を強め、融資指導の充実に努める。

イ 本資金の融資が実行された後も引き続き、対象者に経営特別相談員が経営指導をし、返済金の滞納などの事故防止に努める。

ウ 本資金活用の要の役割を担っている経営特別相談員の資質向上を図るため、適宜、指導・助言を行うとともに、研修会を実施する。

(2) 生活衛生一般貸付の融資指導及び推薦事務に関する事業

ア 奈良県から委任を受けている日本政策金融公庫の生活衛生一般貸付推薦に関する事務を遂行する。

イ 一般貸付申込者に対して、振興貸付など有利な貸付について紹介し、組合加入の契機となるよう努める。

(3) 振興事業特別貸付等の融資指導

振興計画の認定を受けている組合に対し、振興事業特別貸付等の相談指導を行うとともに、組合員に対し当融資制度の積極的な利用を勧める。

6 健康・福祉対策推進事業の実施

感染症の未然防止を図るため関係機関と連携し必要に応じて注意喚起等を行うとともに、飲食店等における受動喫煙防止対策の推進・啓発を図る。

また、地域包括ケア推進の一端として各組合が実施する高齢者や体の不自由な方そして子育て中の方等への適切なサービス提供活動等に支援する。

7 後継者育成支援事業の実施

旅館・ホテル組合が実施する大学生に対するインターンシップ制度を活用したモデル事業、理容組合の主に県内中学生を対象とした体験学習、美容業組合の高校生などを対象とした体験授業等に対し支援する。

8 分野調整事業・消費者コールセンター事業

めまぐるしく変遷する地域経済情勢の中で、同種、異種の企業間競争に打ち勝つ生衛業の生き残り策について、消費者代表も交えて意見・情報交換を実施する。

本年度も、具体的事案が生じた場合など必要に応じて協議会を開催・協議するほか、県消費生活センターとの連携を密にしながら、生衛業に関する消費者苦情の現況と対処方策も含めた情報の収集・発信を行う。

9 消費者サービスの向上、衛生水準の維持向上、社会貢献等に関する事業

県単独の適正営業促進事業補助金については、組合が実施する衛生水準の維持向上などの法令遵守促進・職業倫理かん養、社会貢献促進、技能改善向上・接客サービス向上に資する諸事業の助成に全額を充当する。

10 標準営業約款（Sマーク）の登録に関する事業

(1) 理容業・美容業・クリーニング業・飲食業における、標準営業約款の新規・継続登録について、関係組合と連携・協力しながら、普及・啓発を図る。

(2)「Sマーク」の一般消費者への広範な周知を図るため、啓発等広報に努める。

11 クリーニング師等研修・講習に関する事業

クリーニング業法に基づき知事の指定を受けた全国センターの委託により、クリーニング師研修並びにクリーニング業務従事者講習を、県及び各保健所と連携をとりながら効率的に実施する。

12 生衛業に関する経営状況調査等の実施

全国センターから委託された生衛業に関する経営状況調査と景気動向調査については、各組合の協力を仰ぎながら年4回ずつ実施する。

13 衛生水準の確保・向上事業の実施

当該事業は組合員の新規加入促進により組織基盤の強化を図る組合活動の支援等を目的に、平成26年度から厚生労働省の補助を受け全国センター指導の下、全国的に取り組んでいる事業。

本年度も8月の事業推進会議で策定される行動計画に基づき、11月の「生活衛生同業組合活動推進月間」を中心に各種活動に取り組んでいく。

14 広報やその他事業

(1)生活衛生関係営業に関し、経営指導に関する具体的事項や関係組合の情報等の提供に努める。

(2)県の諸施策に協力・連携しながら、各組合が行う事業等について、必要に応じて助言等を行う。

15 生活衛生関係営業経営支援緊急対策事業の実施

全国センターから別途配分される予算を活用して、経営改善に係る事業者からの幅広い相談や支援依頼について、専門家の協力のもと生衛組合等と連携して対応する。

16 生衛業デジタル化推進・支援体制構築事業

全国センターの予算を活用して、地域デジタル相談員の資質の向上を図るとともに、専門家の協力のもとデジタル化の提案、導入支援等を行う。